

新	旧
<p>(調査基準価格の算定)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 ～中略～</p> <p>(1)</p> <p>④-2 地質調査業務(解析等調査含む)</p> <p>調査基準価格の範囲 3分の2から10分の9</p> <p>イ 直接調査費の額</p> <p>ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ハ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>ニ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)</p> <p>第3条</p> <p>～中略～</p> <p>4 第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合にあつて、(1)～(4)に該当するものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。<u>なお、(1)～(4)に示す業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>附 則 (平成28年 9月 7日、技管-426)</u></p> <p><u>この要領は、平成28年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(調査基準価格の算定)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 ～中略～</p> <p>(1)</p> <p>④-2 地質調査業務(解析等調査含む)</p> <p>調査基準価格の範囲 3分の2から10分の9</p> <p>イ 直接調査費の額</p> <p>ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ハ 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額</p> <p>ニ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)</p> <p>第3条</p> <p>～中略～</p> <p>4 第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合にあつて、(1)～(5)に該当するものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。</p>

新	旧
<p>別表（第3条関係） 失格判断基準 調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 入札価格が、入札価格の低い順から 10 者（入札参加者が 10 者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に 10 分の 9.5 を乗じて得た額 <u>（千円未満切り捨て）</u> を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合にあつては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあつては、調査基準価格に相当する額とするものとする。</p> <p>(2) 当該入札における見積内訳書の費目別金額が次のいずれかに該当すること。 <u>なお、次の各項で得た額は千円未満を切り捨てるものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>(3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の直接業務費、技術経費及び諸経費又は直接測量費及び測量調査費、直接人件費及び直接経費、直接調査費及び間接調査費、解析等調査業務費及び諸経費、その他原価及び一般管理費等に相当する額を算出することができないこと <u>（合計金額算出の際に、一括値引き等を行ったことにより、項目毎の額を算出することができない場合を含む）。</u></p>	<p>別表（第3条関係） 失格判断基準 調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 入札価格が、入札価格の低い順から 10 者（入札参加者が 10 者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に 10 分の 9.5 を乗じて得た額 _____ を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合にあつては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあつては、調査基準価格に相当する額とするものとする。</p> <p>(2) 当該入札における見積内訳書の費目別金額が次のいずれかに該当すること。</p> <p>～中略～</p> <p>(3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の直接業務費、技術経費及び諸経費又は直接測量費及び測量調査費、直接人件費及び直接経費、直接調査費及び間接調査費、解析等調査業務費及び諸経費、その他原価及び一般管理費等に相当する額を算出することができないこと。</p>

新							旧						
<p>建設コンサルタント業務等低入札価格調査制度実施フロー図 H28.10.1</p> <p>～中略～</p> <p>別表－1</p>							<p>建設コンサルタント業務等低入札価格調査制度実施フロー図 H27.10.1</p> <p>～中略～</p> <p>別表－1</p>						
業務	範囲	調査基準価格	失格判断基準 (1)	失格判断基準 (2)－1	失格判断基準 (2)－2	全項目調査	業務	範囲	調査基準価格	失格判断基準 (1)	失格判断基準 (2)－1	失格判断基準 (2)－2	全項目調査
地質調査業務（解析等調査含む）	2/3～ 9/10	直接調査費*1.0 間接調査費*0.9 諸経費*0.5 解析等調査業務費* 0.8	(※) 10者平均*0.95	直接調査費*0.9 間接調査費*0.8	諸経費*0.4 解析等調査業務費*0.7	直接調査費*0.95 間接調査費*0.85 諸経費*0.5 解析等調査業務費*0.725	地質調査業務（解析等調査含む）	2/3～ 9/10	直接調査費*1.0 間接調査費*0.9 諸経費*0.5 解析等調査業務費* 0.75	(※) 10者平均*0.95	直接調査費*0.9 間接調査費*0.8	諸経費*0.4 解析等調査業務費*0.7	直接調査費*0.95 間接調査費*0.85 諸経費*0.5 解析等調査業務費*0.725
<p>(※) 平均入札価格の算定は、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。</p>							<p>(※) 平均入札価格の算定は、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。</p>						